

国立大学法人東京学芸大学外国人研究員給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規 則 第 21 号

改正（施行）平 17 則 2（17.4.1）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。）第 3 条第 2 号に規定する外国人研究員（以下「外国人研究員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の区分）

第 2 条 外国人研究員の給与は、俸給及び通勤手当とする。

（俸給）

第 3 条 外国人研究員に支給する俸給は、別表第 1 のとおりとする。

（通勤手当）

第 4 条 外国人研究員には、通勤手当を常勤職員の例に準じて支給する。

（号俸の決定）

第 5 条 第 3 条に定める俸給における号俸については、別表第 2 に定める号俸格付基準表及び別表第 3 に定める経験年数換算表に基づき、常勤職員の例に準じて決定するものとする。

（給与の支給）

第 6 条 給与の支給及びこの規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（外国人研究員俸給表）

雇用期間（6月以上）		雇用期間（6月未満）	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	267,000	1	233,000
2	352,000	2	307,000
3	455,000	3	397,000
4	527,000	4	460,000
5	667,000	5	583,000

別表第2（号俸格付基準表）

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～2年未満	0年以上～5年未満
2	2年以上～7年未満	5年以上～10年未満
3	7年以上～12年未満	10年以上～15年未満
4	12年以上～19年未満	15年以上～22年未満
5	19年以上～	22年以上～

別表第3（経験年数換算表）

経歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る）		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間，牧師，修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育，研究等に関する職務に従事した期間で，その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100